

第5回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和4年9月9日（金）

中央公民館 講堂

第5回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年9月9日（金）

2、開催場所 中央公民館 講堂

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫

4、出席委員（15名）

1番	平賀久雄	3番	小川一成
4番	穴倉喜八郎	5番	川寄篤之
6番	増田健二	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘（会長職務代理者）	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一	14番	梅原英男
15番	齋藤重幸	16番	鵜澤英夫（会長）
17番	今関喜明		

5、欠席委員（2名）

2番	齊藤義信	7番	平賀武
----	------	----	-----

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（整理番号1）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1）

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（整理番号1～2）

第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1～2)

第10 報告第4号 軽微な農地改良の届出について(整理番号1)

第11 報告第5号 転用事実確認証明について(整理番号1～2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	米倉正美	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	小田切基樹
主任書記	酒井 総		

◎開 会

○議長 ただいまより第5回大網白里市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員数は17名中15名で、定足数に達しておりますので、第5回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、平賀武委員、齊藤義信委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時05分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、川嶋一美委員及び板倉小百合委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第1号、整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は大網字関ノ内、地目、畑の1筆、面積542平方メートルを貸借により使用貸借権設定し、専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、左側に1-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料1ページから9ページまででございます。

計画の概要は、木造2階建て専用住宅が1棟、建築面積123.15平方メートル及び駐車スペース60平方メートルでございます。

事業を行う理由といたしましては、申請地は職場及び駅に近く、住環境がよいことから、息子夫婦に貸与し、息子夫婦が住居を建築するために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先発行の住宅ローン事前審査結果のお知らせ及び配偶者からの融資証明書が添付されており、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、敷地内の土砂を用いて部分的に盛土を行い、隣接地に悪影響のないよう、北側、東側、南側に積みブロックや擁壁を設置されることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、雑排水は小型合併浄化槽を経由しまして、雨水は排水管に接続して、それぞれ南側の市道側溝へ放流する計画であり、工事の施工に伴う届出書の確認を地元区から受けており、その写しが添付されております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第1号、整理番号1について調査報告をいたします。

申請理由は事務局説明のとおりです。

調査に当たりましては、9月3日に梅原委員と現地にて、権利者と義務者にお会いをして

話を伺い、間違いないとのことでした。

申請地は、義務者が一部野菜を作っており、手入れがされていました。

義務者は権利者に土地を貸し、権利者の奥さんが2月に出産予定であり、今の住居が手狭になり、周りに迷惑をかけることから、家を建てることにしたものです。

排水は、小型合併処理浄化槽を設置し、南側側溝に流す予定です。同意はもらっているとのことです。

土砂の流出防止策として、隣接地に悪影響のないように積ブロック等を設置するそうです。

周りは他に農地がなく、住宅や駐車場のため、日照、通風への影響はないものと思われます。

問題はないと思いますが、慎重審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第1号、整理番号1について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

はい。

○齋藤（重）委員 1点、事業計画書の中の5の上水道関係はどうなっているんですか。上水道は接続されていますか。

○議長 お願いします。

○事務局 ただいまの齋藤委員さんからの質問ですが、上水道関係につきましても接続する計画となっております。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○齋藤（重）委員 はい。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第1号、整理番号1の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第1号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局から議案第2号の整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は大網字笹塚、地目、田の2筆、合計面積1,225平方メートルを売買により所有権移転し、長屋住宅用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、右側に2-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料10ページから17ページまででございます。

議案書に記載いたします2つの地番のうち、上の地番につきましては、去る8月8日開催の第4回大網白里市農業委員会総会におきまして、議案第2号、整理番号1でご審議をいただき、許可相当として県知事に意見書を送付してございます。

次に、議案書の下の地番につきましては、令和3年11月5日付で同一の権利者及び義務者におきまして長屋住宅用地とする農地法第5条の許可を受け、所有権を移転する登記を完了しておりますが、このたび県からの指導により、今回の計画変更承認申請が行われたものでございます。

理由などにつきましては、議案書に記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号、整理番号1の調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。

まず、この案件につきましては、先月の8月、先ほどご説明ございましたけれども、8月の総会におきまして、農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転につき採決をされました案件でございます。

今回の申請内容につきましては、配付資料でございますように、令和3年度に県から長屋建て2階共同住宅の建設を計画をし、開発行為の許可を取得したところでございます。しかし、この事業計画にさらに農地を編入することから、新たに計画変更の承認が必要となったものでございます。

また、開発行為の許可につきましては、現在では市が行っておりますので、市と変更承認の協議を行っているところでございます。

なお、現地につきましては、去る9月1日に確認をいたしましたところ、前回に確認をいたしました7月29日の現状のままとなっております。

また、変更承認の手続きを行っている代理人につきましては、同じく9月1日に電話で確認をいたしましたところ、8月の総会の内容と変更はなく、さらに隣接地権者におきましても、工事内容を説明の上、同意を得ているのでよろしくお願ひしたいと、このような説明でございました。

以上が今回の調査結果でございます。

特に問題点等は確認できませんでしたので支障はないものと思われませんが、慎重ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定

いたします。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、整理番号7は、農地中間管理事業による利用権設定でございます。

事務局から議案第3号、整理番号1から7について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の4ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は4人、利用権の設定をする者は7人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が44筆で面積4万2,148平方メートル、畑が12筆で面積6,872平方メートル、田と畑の合計面積は4万9,020平方メートルでございます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が7件でございます。

整理番号1から7までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、南横川、田が12筆、1万5,060平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

整理番号2、南横川、田が4筆、5,108平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

整理番号3、清名幸谷、田が23筆、1万9,138平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

整理番号4、清名幸谷、田が3筆、2,180平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

整理番号5、清名幸谷、田が1筆、532平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号6、土気飛地、畑が1筆、1,497平方メートル、10年、無償、新規。

最後の整理番号7につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等をする場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされており、同条第3項第4号の規定に基づく農地中間管理機構でございます公益社団法人千葉県園芸協会において、千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号7、南飯塚、田が1筆、130平方メートル、畑が11筆、5,375平方メートル、10年、無償、新規。

なお、整理番号1から7につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、整理番号7につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認されているため、農業委員による調査は不要であると申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1から5の案件につきまして一括して、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、まず最初に、関連がございますので、整理番号1と2の調査説明を行

います。

9月2日、小倉推進委員さんと借受人にお会いし、お話を聞いてまいりました。

整理番号1については、貸付人の水田については前々から耕作はしていて、今年から利用権の設定をするという内容のお話でございました。

続いて、整理番号2については、貸付人が前任者から、今度、借受人のほうにお願いしたいということで、今回のこの申請になったようでございます。

借受人は地区で広く農業経営をしておりますので何ら問題ないと思いますが、よろしくお願いをいたします。

続きまして、整理番号3、4、5について、齊藤委員に代わり、調査説明を私のほうからさせていただきます。

9月6日、齋藤推進委員さんと借受人宅へ伺い、お話を聞いたそうです。

貸付人のお父様が亡くなり、耕作ができなくなったということで、借受人と貸付人は同級生の間柄で、お願いができないかというような話になったそうでございます。そして、借受人のほうも農機具もそろっており、耕作面積を増やしたいということで意見が合いまして、今回のこの申請になったそうです。

なお、4、5の貸付人の田んぼも同じく整理番号3の貸付人のお父さんが耕作をされていてできなくなったということですので、この3件に関しては、全て借受人が間違いなく耕作をすると、そのような内容でございました。

何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6の案件につきましては、増田健二委員、お願いをいたします。

○増田委員 それでは、整理番号6についてご説明申し上げます。

去る9月4日の午前中に、私と平賀委員さん、あと借受人とともに現地にて会いました。

場所は、季美の森のほうに向かいまして、縣神社の近くでございます。現地は、現在は杉の木が植林されておりますが、前は畑だったんだそうです。それで、今回借りることになったのは、キクラゲの菌床栽培というんですか、それをやるために現地を開墾して、幅5メートル、長さ25メートルのハウスを建て、キクラゲの菌床栽培を行うということでした。また、友人が飲食店と取引があるとのことでもございました。

あとは、現地の木は伐採することを許可を受けているそうです。私も貸付人に連絡を取り

まして、そのことを確認いたしました。それは同意をしているとのことでございます。

特段問題はないと思っておりますが、よろしくご協議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦勞さまでした。

これより、整理番号1から7について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から7について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から7の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から7の案件は原案のとおり承認することに決定いたします。

◎議案第4号

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局から議案第4号について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

本案は、農林水産省経営局長から毎年度策定する旨の通知がございました最適化活動の目標の設定等でございます。

農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。

また、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は事務の実施状況を

公表しなければならないと規定されておりますことから、このたびの目標設定等の公表に当たりまして、農業委員会の意見を求めるものでございます。

なお、公表方法は、市のホームページへの掲載を予定してございます。

初めに、大項目 1 の農業委員会の状況でございます。

1、農業委員会の現在の体制及び 2、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、11 ページをご覧ください。

大項目 2、最適化活動の目標でございます。

1 の最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積の①現状及び課題におきましては、現状といたしまして、管内の農地面積 2,410 ヘクタールに対しまして、前年度末までの集積面積 481 ヘクタールであり、集積率は 20%でございます。課題といたしましては、担い手のいない農家や高齢で従事できない農家の農地を集積することが必要とさせていただいております。

②目標では、本県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針に合わせまして、令和 5 年度に集積率を 51%を目標としており、今年度の新規集積面積を 14 ヘクタールとさせていただいております。

(2) 遊休農地の解消、①現状及び課題におきましては、現状といたしましては、1号遊休農地面積は 24.2 ヘクタールでございます。課題といたしましては、遊休農地の状況や所有者等の意向を踏まえまして、担い手への集積等を推進していく必要があるとさせていただいております。

②目標の b、黄区分の遊休農地の解消におきましては、令和 3 年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は 24.2 ヘクタールでございます。黄区分の遊休農地の解消のための工程表の作成方針といたしましては、市農業振興課等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集、意見交換を行うとともに、基盤整備事業の予定や利用意向調査の結果等の情報共有を図り、遊休農地の解消のための工程表の策定を検討するとさせていただいております。

次に、12 ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進の①現状及び課題では、現状といたしましては、令和元年度から令和 3 年度までの新規参入者は議案書に記載のとおりでございます。課題といたしましては、関係機関と連携を図り、認定志向農業者を確保するとさせていただいております。

②目標、権利移動面積では、平成 28 年度から平成 30 年度までの実績及び平均は議案書に

記載のとおりでございます。新規参入者への貸付けにつきましては、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は5.5ヘクタールとさせていただきます。

2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標では、1人当たりの活動日数を1か月当たり6日以上とさせていただきます。

(2)活動強化月間の設定目標では、活動強化月間の設定回数は3回とさせていただきます。なお、取組内容などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標では、新規参入相談会への参加回数は1回とさせていただきます。開催内容などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定されました。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第10、報告第4号、軽微な農地改良の届出について、日程第11、報告第5号、転用事実確認証明についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 初めに、報告第1号についてご説明を申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地及び届出者は議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べてございましたので、受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地及び届出者につきましては議案書に記載のとおりであり、いずれも市街化区域内にある地目が農地である届出地について転用しようとするものでございます。

届出書類は調べてございましたので、受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明をさせていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は2件でございます。

各農地の所在地及び賃借人、賃貸人は議案書に記載のとおりであり、いずれも賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調べてございましたので、受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明させていただきます。

議案書の16ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

土地の所在地、土地所有者につきましては議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、自ら耕作しようとするものでございます。

届出書類は調べてございますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第5号についてご説明させていただきます。

議案書の17ページをご覧ください。

転用事実確認証明は2件の願い出がございました。

各土地の所在地、申請者につきましては議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後、または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するに当たり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員及び推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第7から日程第11の報告事項を終了いたします。

その他として、この際ですから、特にご意見、連絡等がありましたら、各委員、または事務局から、お願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 特にごございませんか。

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第5回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月9日

農業委員会長

鶴澤英夫

署名委員

川嶋一美

署名委員

板倉小百合